２番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

 きょうは、組合が行っている事業の検査体制が万全かについてお尋ねをいたします。

 ごみ処理、し尿処理など、組合事業は、どちらかというと市民から迷惑施設と捉えられがちですけれども、住民生活にとってはなくてはならないものだと思っております。

迷惑施設ゆえに、各市にそれぞれ設置するよりも、一部事務組合として複数の自治体で１カ所の施設で処理をする。私は、基本的にこれまで続けられてきた自治体合併論には賛成しませんけれども、事業によっては、複数の自治体で行ったほうが効果的なものもあり、ごみ処理、し尿処理は、その典型であるというふうに思っております。

 ですが一方で、この施設のごみの組成検査、廃棄物処理の水質検査など、組合が所管する事業で行っておりますさまざまな検査体制が本当に万全であるかと。もし万が一ですが、今後、規制値を大きく超えてしまうような事態、もしくはそれを超えても住民に知らされないような事態が後で判明した場合などは、あり得ないことではないというふうに思います。そして、不幸にもそれが現実となった場合には、行政が取り返しのつかない後始末を負わされるわけでして、施設に対する住民の理解を再び得るには、もう途方もない努力が強いられることになると思います。

 よって、今回はそうしたことがないように確認を兼ねて、現在の検査体制について質問をいたします。

 まず、検査を行っている件数と委託１社だけで行っている件数、多くの事業でさまざまな検査が行われていると思いますけれども、それが何件あるのか。

 ２つ目は、１社だけで行うことで検査の公正性が保てるかという点ですけれども、業者選定を行う際には、随意契約ではなくて競争入札によって、いわゆるなあなあにならない取り組みというものが行われている。入札の参加に当たっても、一定の基準をクリアしている業者であるというふうに思いますけれども、一つの検査を１社だけで行うということには変わりがないというふうに思います。仮にですけれども、その１社が何らかの不備を伴っていた場合はどうなのか。それでその業者が行う検査が正当であるということが、この体制で見抜けるか、公平性が保てるのかということを２点目としてお伺いいたします。

 最後に、検査の公正性を保つためには、検査自体は複数の機関でやるべきではないかと思っておりますけれども、こうした不幸なことがないように、複数の機関で検査を実施をして万全を期すことは必要だと思うという点です。

 業者は信頼ある業者であるということは当然でありますけれども、任せきりにせずに、念を入れて複数業者で検査をすることは、環境を重視する行政の姿勢を市民にも大きくアピールできることだというふうに思います。ぜひこの複数の業者での機関の検査を実施すべきだと考えますけれども、以上、質問といたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

 管理者。

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

 初めに、志広組が実施する事業の検査体制は万全か、このうち３項目めの検査機関について、このことについてお答え申し上げます。

 組合が業者に委託しております生活環境に係る測定の結果は、国や県に認められた資格を有した業者、技術者、この人たちが定められた方法で測定した数値でございますので、検査の公正性は保たれているものと判断をしているところでございます。

 なお、清掃工場における排ガス、あるいは環境管理センターにおける放流水の水質の一部につきましては、運転管理の参考とするために、それぞれの施設独自でも測定を行っているところでございます。さらに、県の中部健康福祉センター、具体的には環境課でございますけれども、この施設立ち入り検査時に、任意に測定が行われる場合もありますので、これらの数値も比較して正確性を維持しております。今後も施設の安全・安心な管理運営に万全を期してまいりたいと考えております。

 残りの項目につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それでは、私のほうから１項目めの検査件数と、１社で行っている件数、そして２項目めの公正性の確保について、あわせて答弁させていただきます。

 志広組が管理いたします施設の排ガス、放流水の水質、ダイオキシン類などの生活環境に係る検査については、まず高柳、一色の清掃工場分、次に藤枝、大井川の環境管理センター分、そして藤守、助宗、下之郷の最終処分場、これら３件を委託に出してございます。この委託に関しましては、環境に限らず、計量、測定を行う事業者は計量の基準を定め、適正な計量の実施を目的とする計量法に基づき、計量証明事業所として県に登録を行わなくてはなりません。また、測定、計量の方法についても、ＪＩＳ、法律や環境庁の告示等に基づいて実施されまして、その結果については計量法に基づいた計量証明書の発行により報告されることが義務づけられております。このようなことから、環境計量証明事業者として県に登録されているなど、実績のある事業者を指名して入札しておりますので、信頼性は保たれているものと考え、３件とも１社で検査を行っております。

 以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○２番（石井通春議員） お答えの中で、ダイオキシンのお話がございましたので、ちょっとこの点を確認いたしますけれども、数ある化学物質の中でも極めてダイオキシンというものは毒性が高いものでありまして、私もちょっとインターネットで調べましたが、種類が非常に豊富というか、毒性がたくさんあって、有名なのはベトナム戦争の枯れ葉剤、殺人性だけではなくて、奇形性というんですか、そういうものも生み出すという大変な猛毒とされておって、ですから極めて管理が重要であるというふうに思います。

 実際、そのダイオキシンの検査もやられております。もちろんやっているわけですね。決算のときにいただきました資料に、その調査状況も載っておりますけれども、高柳の清掃工場でいいますと、ダイオキシンの排出ガスが、先ほどちょっとお話がありましたけれども、規制値が５ナノグラムというのがあって、その以下の協定値、地元の協定値はそれ以下の１ナノグラムにするというところは定められていて、実際の検査結果はどうだったかというと、ほぼ２カ月に１回のペースでやられているわけなんですけれども月によって差はありますけれども、ほぼ大体0.02とか0.01ナノグラムといった微量です

けれども、規制値は当然下回っていますけれども、微量で検出されてございます。

 お答えでは、現在の業者が環境省の調査資格を持つと同時に、法に基づくこうしたダイオキシンの検査を行っているということでございますけれども、当然この基準値というものは、１回の検査自体は規制値よりも下回っておりますけれども、長期間同じ場所で放出されているわけですよね、高柳の場合もずっと長いですけれども、ですから、１回の検査ではもちろん規制値なんですけれども、総量として、この一定量の毒物がその地域に蓄積されている可能性も、１回の検査だけでは、そこが見抜けないというふうに思うんですけれども、先ほど環境省の調査資格を持つ法に基づく検査をしているというふうに言われましたが、ダイオキシンに関しての検査は、総量の検査というところまで含まれているかどうかということを確認したいと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） ダイオキシン類に関する法制基準でございますけれども、こちらについては、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれのない摂取量というものを、ダイオキシン類対策特別措置法によりまして、それぞれ排出ガスやばいじんに含まれる量を規制値としております。したがいまして、それぞれの量の測定ということで対応しております。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○２番（石井通春議員） ダイオキシンの特別措置法という法律に基づく数値で、総量としてもクリアしているということですね、その測定をしているということだと伺いました。その根拠となる環境省令というものが、この数値が適当かどうかというのは、これは実は議論があるところでございますけれども、きょうは２項目め以下が主題ですので、つぶさにこれ以上は聞きませんけれども、基本的にその総量は検査しているということは確認できたと思います。

 この質問、委託業者が１件だけでいいかというのが、私のこの質問の主題でありまして、１社だけの検査で公正な検査と言い切れるかという、私は言い切れないからこそ複数の機関でやるべきだというこの質問でございます。

 それに対するお答えはいろいろ言われましたけれども、ＪＩＳに基づいての実施ですとか、環境省の告示ですとか、そういうクリアしていると。その業者が競争入札で選定される。いろいろ言われましたけれども、残念ながら、ちょっと肝心な点が抜けておりまして、この１社だけが検査を実施する、それは言われましたけれども、それで公正かということに対してのお答えとしては、ちょっと物足りないものがあるので確認したいと思いますけれども、その検査は、結局、基本的に国の基準に基づいて行って、計量証明書をこの業者１社は発行するということです。結局１社だけなんですね。ほかにも各施設ごとで、直で検査をしているということも言われました。例えば高柳の清掃工場でいいますと、道路沿いにある、あの掲示板で、毎日掲示もして、検査の結果をあそこで

掲示している。あれは直でやっていると思いますけれども、そういうこともしていらっしゃいます。これも事実ですけれども、最終的に国からのオーケーというか、お墨つきをもらうのは、この１社だけの業者が出す計量証明書だと思うんですよね、これが基準となっている。県の中部健康福祉センター、環境課のこの施設の立ち入り検査という、いわば抜き打ち検査もあるようですけれども、これも伺ったところ数年に１回しかないものですから、公平性というところに立つのはちょっと弱いかなと思っています。

 先ほどもちょっと言いましたが、仮に、何度もことわっておきますけれども、今そういうことが具体的にあるわけではございません。制度として、あり方として聞きますが、仮に業者が隠蔽とか改ざんを行ったとき、現在のシステムで見抜くことができるか、私はこれは見抜けないというふうに思うんですね。万が一あるかどうかという話だと思いますけれども、体制としてはそういうところはあるかと。今、差し迫ってそういうこと

があるということではありませんけれども、体制としてはそうじゃないかと。

 もしそうなったら、その後の祭りでは済まない部分があるので、だからこそ複数機関で行うべきではないかというのが質問でございます。この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ先ほど各施設が運転管理を行う際に、そういう安全な運転を行っているというふうなことで行っている検査もあります。それが一つの基準になりますので、今、委託に出している検査というのは、ある意味、その検査が手前みそではないような形で安全性を担保するような形の検査というふうになっています。

 それぞれ自前でやっている検査で、そこでの検査、あと、何年かに１回の立ち入りということでございますけれども、そういう抜き打ちの検査というふうなこともございまして、例えばデータ的な比較ということは、その中でやっておるというふうに思います。

あとは業者に関して言いますと、例えば虚偽、隠蔽みたいな形をした場合については、資格停止だとか、あと登録の取り消し、要は業務に本当に影響が出るような、そういう行政処分なり刑事処分もございます。そのようなことも含めまして、公平性は保たれているというふうなことでの対応ということで思っております。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○２番（石井通春議員） ですから、県の検査は何年かに１回しかないものだから、公平性が保てるかということを、基本的に１社だけなんですよ、実態が。計量証明書もその１社が発行するわけでしょう。それから、そんなことをするのは、その業者が隠蔽すれば、その業者が取り消しを食らってしまうので、そんなこと、業者が何も得がないのにやるわけないというようなことも言われましたけれども、過去に業者だけではなくて、国もこの廃棄物情報といったものを隠蔽、改ざんして、取り返しのつかないことが起きていることがあるんですね、実態として。 滋賀県の高島市、これはガス化溶融炉、これが崩落してしまったという事故があって、その改修費がかかるようになってしまったと。ところが、その委託業者が改修費を、いろいろごたごたあって負担しないという事態になってしまったと。結果、その基準値を超えるダイオキシンが検出されたんですけれども、それを偽装して隠蔽してしまったんですよね。しかもその有毒物を最終処分場、この場合は大阪湾なんですけれども、そこまで海まで運んで、そこに排出してしまったと。

 同じ滋賀県の栗東市、ここは最終処分場の検査なんですけれども、委託業者が許可の区域外にまで埋め立てをしていたと。その後、その業者が自己破産してしまったと。結果、うやむやになってしまって、でも結局、そこに埋めてあるものだから、致死量の20倍以上の硫化水素が後から検出されて、でもそれに対して国が大して問題ないという結論をしてしまったがために、市民の７割が依存する地下水から280倍もの水銀が検出されてしまったと。これは隠蔽とか改ざんがなければ、これほどのひどい状況は当然防げた。後からこれはどうしようといったって、どうしようもないぐらいまでなっている、隠蔽と改ざんというのは、それほど恐ろしいものというふうに思うんですね。

 ですから、複数の業者にすることがまず第一であると。少なくとも１社だけが発行するこの計量証明書に対して、第三者機関が検査をすることとか、委託費用が1,000万ぐらい、この検査だけでかかっていますから、費用面で大変であるというところもあると思いますけれども、せめてそういうことでもやれることはあるのではないかと、検査に対する監視体制などの検討を含めて、公平性を高めるためには必要ではないかということで再度伺います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ今のお話の中では、行政も一緒になった隠蔽みたいな話もありました。行政まで含めた隠蔽という形になりますと、私どもとしては、常に行政というのは市民からの信頼関係で成り立って行政は動いておると思っております。信頼関係が構築されているからこそ、例えば税も納めていただけますし、いろんな形の制約されることも市民の方は行政に従っていただけるというふうに思っています。そういうふうな信頼関係につきまして、私たちも行政としましては、常に信頼関係を維持する努力はしていかなければならないというふうに思っております。

 例えば環境面におきましては、地元におきましても十分な信頼関係を得ているというふうには思っておりますし、その公平性の、私たちが提示する数値についての公平性も理解していただけるというふうに思っています。ただ、今、いろんな形で状況等がある中では、例えばさらなる信頼関係みたいなところについての構築というのは、やっぱり考えなければいけないところもあるのかなというふうに思います。いろんな形で組合としましても課題として受けとめることが、信頼関係におきましては考えておりますし、今言った検査体制がどのような形が本当に万全なのかというふうなところは、他市とか他の地域の関係についても情報収集というのを図りながら、万全なものを築いていくことは考えるところではございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○２番（石井通春議員） 誤解のないように言っておきますけれども、私は組合が行政だからと、組合の行政のあり方を責めているわけじゃない。１社だけの体制が、隠蔽が、そういうことを生み出すこの危険性を言っているわけですね。

 でも、今の答弁の最後のほうで重要なことは言われましたように、組合として課題として受けとめる。検査体制、情報は他市の例も学びながら情報収集を図っていくという、万全を期すということですね、そこは触れられました。再三言いましたけれども、これは差し迫ったことがあるわけではないので、これ以上聞きませんけれども、例えば複数業者といっても、高柳の清掃工場ですと、煙突の排ガスの検査は、これを見ますと年12回やっているわけですね。ですから、そのうちの半分を違う業者にして見比べてみるとか、あとはやれることはいろいろあると思うんです。１社だけにするにしても、計量証明書に対する検査機関を設けることを入札の条件にするとか、そういったことも、入札の段階でそういうことを含むことも、そんなにお金をかけずに実現できるんじゃないかなというふうに思うんですね。

 複眼的な検査を行うことで、より精度の高い確率で、住民からより理解の得られる検査の実現を要望いたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（植田裕明議員） 以上で石井通春議員の一般質問を終わります。

 これで一般質問を終わります。